マイナンバーカード
ガイドブック



文京区

作　成　者	文京区役所戸籍住民課 マイナンバーカード交付担当
発 行 年 月	令和８年 11 月
印刷物番号	C０３２６０３４

この情報は令和８年１１月時点のものです。
最新の情報をご覧になりたい方は
QR コードをご参照ください。

内容

1．マイナンバー（個人番号）制度とは……1

1-1　マイナンバーとは……1
1-2　自分のマイナンバーを知るには……1
1-3　マイナンバーでできること……1

２．マイナンバーを安全に取り扱います……2

2-1　みなさんの個人情報を守ります！……2
2-2　一元管理ではなく分散管理で……2

３．マイナンバーカードとは……3

3-1　マイナンバーカード……3
3-2　顔認証マイナンバーカード……4
3-3　マイナンバーカード有効期限一覧表……4
3-4　マイナンバーを使う手続きで必要な書類……5

４．電子証明書について……6

4-1　署名用電子証明書……6
4-2　利用者証明用電子証明書……6
4-3　電子証明書の有効期限について……6
4-4　カードと電子証明書の有効期限の違いについて……6

５．暗証番号について……7

5-1　暗証番号の種類について……7
5-2　スマホ用電子証明書搭載サービス……7
5-3　暗証番号の変更について……7
5-4　暗証番号の再設定について（ロック解除）……8

６．住所や名前が変わったとき……9

6-1　文京区外へのお引越し……9
6-2　文京区内でのお引越し・氏名の変更……9
6-3　旧姓（旧氏）併記について……9

7．国外転出者のマイナンバーカード利用について……10

7-1　国外転出者用のマイナンバーカード申請・受取方法……10
7-2　国外転出者用のマイナンバーカードを申請した場合……10

7-3　すでにマイナンバーカードを持っている方が国外転出する場合 10

8. マイナンバーカードで出来ること 11

8-1　マイナポータルの利用 11
8-2　マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用） 12
8-3　引越しワンストップサービス 13
8-4　その他の活用例 13

9. お得で便利！コンビニ交付 14

9-1　証明書の種類 14
9-2　手数料 14
9-3　利用について 15
9-4　注意事項 15

10. マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ 16

10-1　マイナンバーカードの有効期限 16
10-2　在留期限が変わったら？ 16
10-3　特定在留カード・特定特別永住者証明書 16

11. よくある質問 17

11-1　マイナンバーについて 17
11-2　マイナンバーの注意点について 18
11-3　マイナンバーカードの安全性について 19

12. 困ったときのお問い合わせ先 20

12-1　マイナンバーカードの申請・更新等について 20
12-2　紛失したとき・マイナンバー制度全般について 20
12-3　国外転出者向け専用ダイヤル(紛失・その他) 21
12-4　その他のお問合せ 21

13. マイナンバーカードの取扱注意事項 22

1. マイナンバー（個人番号）制度とは

マイナンバー（個人番号）制度は、社会保障や税、災害対策などの分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認することにより、区民サービスの向上につなげるものです。
なお、「個人番号」は法律上の名称で、「マイナンバー」は愛称です。

1-1　マイナンバーとは

マイナンバーは、日本国内に住民票を持っている全住民に通知される 12 桁の番号のことをいいます。
原則として生涯同じ番号を使うため、不正に使われる恐れがあると認められる場合を除いて変更することはできません。

1-2　自分のマイナンバーを知るには

ご自身のマイナンバーは、通知カード、個人番号通知書、住民票（マイナンバー入り）、マイナンバーカードで確認することが可能です。

※個人番号通知書とは（令和 2 年 5 月 2 5 日以降）あなたのマイナンバーを通知するものです。「マイナンバーを証明する書類」や「本人確認書類」としてはお使いいただけません。



＜マイナンバーカード＞



＜通知カード＞



＜個人番号通知書＞

1-3　マイナンバーでできること

手続きがより便利に

社会保障・税・災害等に関する手続き等で使用します。区民の皆さんにご用意いただく書類が減って、手続きがより簡単・便利になります。

公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止します。さらに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

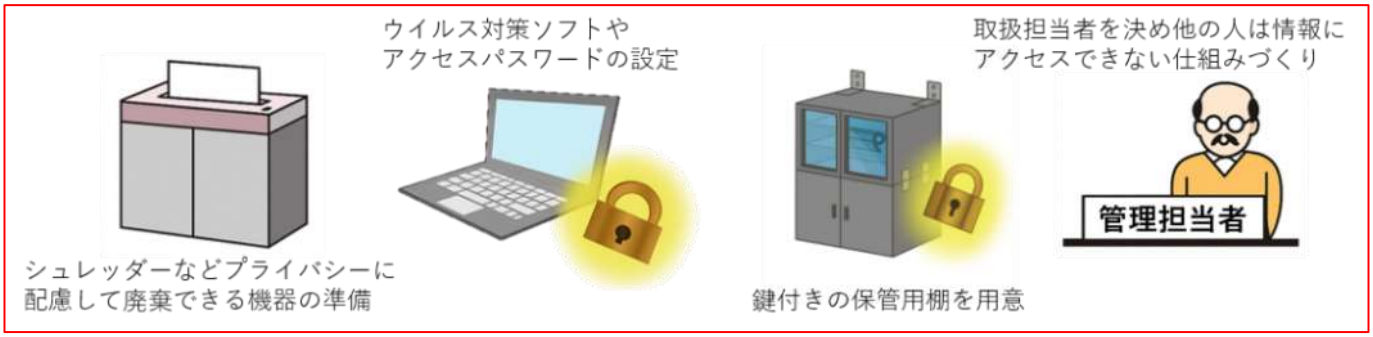
業務がよりスピーディーに

行政機関で個人情報の照合等に使っていた時間が大幅に減り、業務が正確でより速くなります。

2．マイナンバーを安全に取り扱います

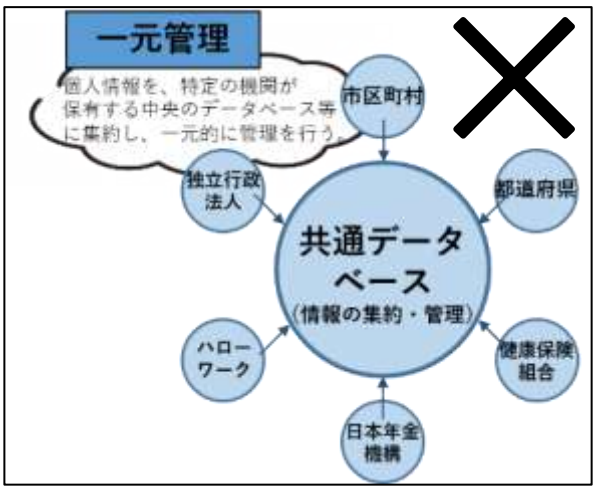
2-1　みなさんの個人情報を守ります！

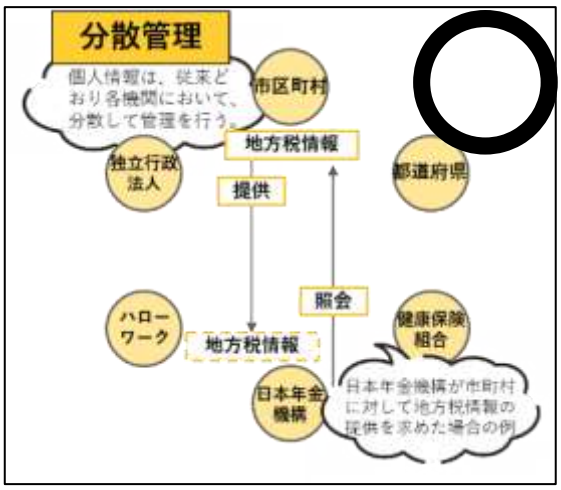
マイナンバーの利用は法律や条例で定められた事務に限定されています。また、マイナンバーを利用する場合は、マイナンバーの紛失や漏えい防止などのために、適切な安全対策を講じる義務も課されています。今後も区は皆さんのマイナンバーを安全に取り扱うために、個人情報保護対策を徹底していきます。



2-2　一元管理ではなく分散管理で

マイナンバー制度では、所得税の情報は税務署、住民税の情報は区というように、これまでと同じように個人情報を分散して管理します。また平成 29 年度から、行政機関同士での情報のやりとりが開始されました。その際は区民の皆さまのマイナンバーは使いません。さらに、通信は暗号化されるなどマイナンバーを使って個人情報を盗み出すことができないように安全・安心な仕組みになっています。





3．マイナンバーカードとは

3-1　マイナンバーカード

マイナンバーカードは申請により持つことができる顔写真付きのプラスチック製のカードで、このカード1枚でマイナンバーの確認と本人の確認ができます。また、オンラインでの行政手続きに使えたり、コンビニで住民票の写しなどの証明書を取得したりすることができる便利なカードです。



※1歳未満のカードには顔写真がありません。

① 4情報＜**氏名（フリガナ※1）**、**住所**、**生年月日**、**性別**＞が記載されています。

② マイナンバーカードの有効期限　（カード発行日から**10回目**の誕生日）

※　**未成年**はカード発行日から**5回目**の誕生日

※　在留期限に定めのある外国人は原則として在留期限と同じ日（P.16参照）

③ 電子証明書の有効期限　（カード発行日から**5回目**の誕生日）

④ 住所等変更、その他事項**※2**の記載欄　（ご自身で記載しないでください。）

⑤ 臓器提供意思確認欄　（内容確認のうえ、必要があれば署名してください。）

⑥ セキュリティコード　（スマホでマイナンバーカードを読み取って手続きを行う際に使用します。）

⑦ マイナンバー　（12桁の数字）

⑧ ICチップ　（電子証明書の情報等が搭載されています。）

※1フリガナ　戸籍及び住民票に振り仮名が記載されている場合、令和8年5月26日以降にマイナンバーカードの交付申請を行うことで、フリガナが印字されたマイナンバーカードが発行されます。既にお持ちのカードに振り仮名を記載することも可能です（振り仮名の記載がないものに限ります）。

※2その他事項　ローマ字表記の氏名及び西暦表記の生年月日の記載ができます。ただし、ローマ字表記の氏名は、戸籍、住民票及びマイナンバーカードに氏名の振り仮名が記載されている場合に限り記載することが可能です。

3-2　顔認証マイナンバーカード

暗証番号の設定や管理に不安がある方は、暗証番号の設定を不要とした「顔認証マイナンバーカード」を選択できます。カードについて、申請方法詳細は QR コードから文京区のホームページをご覧ください。

利用可　：本人確認書類として利用
マイナンバーカードの保険証利用等

利用不可：コンビニ交付、マイナポータル利用
e-Tax（確定申告）等のオンライン申請等

顔認証
マイナンバーカードの詳細について

3-3　マイナンバーカード有効期限一覧表

カード発行時の年齢	カード有効期限	利用者証明用電子証明書 （P.6 参照）	署名用電子証明書 （P.6 参照）
18 歳以上（成人）	10 回目の誕生日	5 回目の誕生日	
15 歳以上～18 歳未満	5 回目の誕生日	5 回目の誕生日	
15 歳未満	5 回目の誕生日	5 回目の誕生日	

※　それぞれ有効期限が切れる 3 か月前頃に、国からお知らせがあります。

※　在留期限に定めのある外国人はこの限りではありません。P.16 を参照してください。

3-4　マイナンバーを使う手続きで必要な書類

マイナンバーが必要な手続きは、社会保障・税・災害対策などの、法令で定められた手続きで、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金、医療保険者に利用が限定されています。なりすましによる不正を防止するため、法律で決められた本人確認を実施します。

マイナンバーカードは、マイナンバーの確認と本人の確認が１枚でできる唯一のカードです。

マイナンバーカード以外で手続きをする場合は
下記の　**A. マイナンバーの確認書類**　＋　**B. 本人の確認書類**　が必要となります。

A. マイナンバーの確認書類

あなたのマイナンバーを確認するための書類です。次のいずれか１点が必要です。

通知カード（令和２年５月２５日廃止）

※氏名や住所に変更があるとマイナンバーの確認書類として使用できない場合があります。

マイナンバーの記載がある住民票（または住民票記載事項証明書）

B. 本人の確認書類

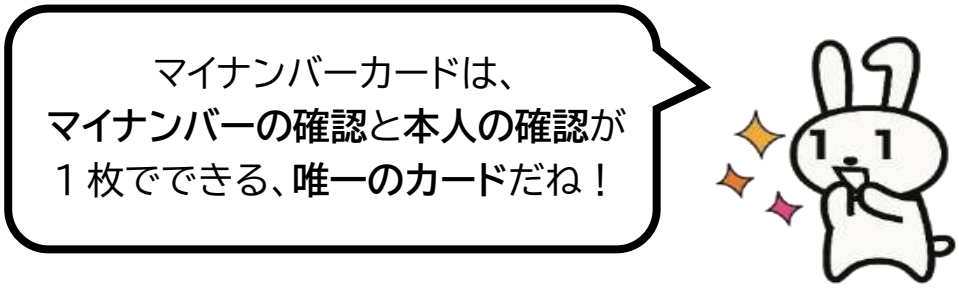
１点確認（顔写真のある公的機関発行のもの）

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳　など

２点確認

健康保険等資格確認書、年金証書、基礎年金番号通知書、介護保険被保険者証、
医療証、学生証、社員証、官公庁の発行する資格証明書（顔写真付き）　など

※　通知カード、個人番号通知書、マイナンバーの記載がある住民票は本人確認書類として使えません。



4．電子証明書について

マイナンバーカード（個人番号カード）には、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の 2 種類の電子証明書が標準搭載されています。

4-1　署名用電子証明書

署名用電子証明書は、e-Tax 等の税の電子申請など、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。署名用電子証明書は、「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明します。※15 歳未満の方には原則搭載されません。

4-2　利用者証明用電子証明書

利用者証明用電子証明書は、インターネットサイトやコンビニの端末等にログインする際に利用します。利用者証明用電子証明書は、「ログインした者があなたであること」を証明します。

4-3　電子証明書の有効期限について

有効期限は電子証明書の発行日から**5 回目**の誕生日までです。有効期限の 3 か月前の翌日から更新手続きができます。（期限が切れる 3 か月前頃に国からお知らせが届きます。）
また、有効期限 3 か月前の翌日が存在しない場合はその次の日からとなります。
（例：4 月 1 日まで→1 月 2 日から／5 月 30 日まで→3 月 1 日から）
手続きの際には本人がカードを持参して、文京シビックセンター2 階戸籍住民課にお越しください。

オンライン上での本人確認ができる電子証明書ですが、高い暗号技術によって、なりすましを防いでいます。
一方で、この暗号技術を解読するための技術も日々進歩しています。そのため、解読されてしまうことのないように、電子証明書の有効期限は、カード本体の期限よりも短い、発行の日から 5 回目の誕生日までとしています。

以下の条件でも失効します。(1)～(3)は窓口にて更新して下さい。
(1)住民票の 4 情報（氏名、住所、生年月日、性別）の記載が修正（変更）された場合。
※署名用電子証明書が自動失効するため、改めて発行申請する必要があります。　※利用者証明用電子証明書は失効しません。
(2)失効申請をした場合　(3)有効期限が満了した場合　(4)本人が死亡した場合

4-4　カードと電子証明書の有効期限の違いについて

顔写真付き身分証明書として機能するためには、顔写真とご本人とを見比べて同一人物だと判別できなければなりません。人の容姿は時間経過により変化しますので、ある程度の期間で顔写真を更新する必要があり、期間については、パスポート等の他の顔写真付き身分証明書についても、更新に要する住民の負担軽減のために、有効期限は最長 10 年とされています。
それを踏まえ、カードについても原則、発行の日から 10 回目の誕生日までとしています。ただし、未成年の方については、容姿の変化が大きいことを考慮して有効期限を 5 回目の誕生日としています。

5．暗証番号について

5-1　暗証番号の種類について

① **署名用電子証明書用の暗証番号**（暗証番号：英数字混在 6 桁～16 桁　※英字は大文字のみ）

e-Tax 等の税の電子申請などインターネットで電子文書を作成送信する時に使用します。

※15 歳未満の方には原則ついていない機能です。

② **利用者証明用電子証明書用の暗証番号**（暗証番号：数字 4 桁　②③④共通設定可能）

マイナポータルへのログイン、各種サービスの利用登録（保険証利用も含む）、コンビニでの証明書発行の際などに使用します。

③ **住民基本台帳用の暗証番号**（暗証番号：数字 4 桁　②③④共通設定可能）

区役所の窓口で住所、氏名などの変更手続き時に使用します。

④ **券面事項入力補助用の暗証番号**（暗証番号：数字 4 桁　②③④共通設定可能）

公金受取口座登録や e-Tax など本人情報の出力に使用します。

5-2　スマホ用電子証明書搭載サービス

マイナンバーカード内の IC チップの情報をスマートフォンに搭載することができます。
（Android、iPhone でサービスが利用できます。）
数字 4 桁の暗証番号に代わり、スマートフォンの生体認証を使うことも可能です。
申込方法等各手続きについては、デジタル庁のホームページをご参照ください。
※　スマートフォン利用を止める際にはご自身で失効手続きや一時停止手続きが必要です。

デジタル庁
ホームページ

5-3　暗証番号の変更について

現在登録している暗証番号がわかっていて暗証番号の変更を行いたい場合、シビックセンター2 階戸籍住民課に直接お越しいただくか、「JPKI 利用者ソフト」を使うことで暗証番号を変更することができます。
「JPKI 利用者ソフト」のダウンロード及び利用方法については、下記 QR コードをご参照ください。

ダウンロード方法

利用方法

5-4　暗証番号の再設定について（ロック解除）

不正利用を防止するため、署名用電子証明書用の暗証番号は **5 回**、それ以外の数字 4 桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書用等）の場合は **3 回**、連続して間違えるとロックがかかります。

●窓口で再設定をする場合

シビックセンター2 階戸籍住民課に直接お越しください。

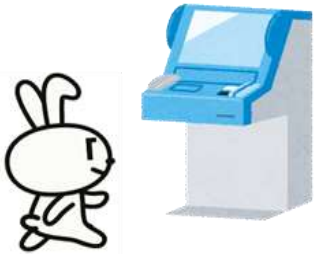
その際マイナンバーカードと併せて、本人確認書類（健康保険等資格確認書や免許証など）が一点必要です。

●コンビニで再設定をする方法

「署名用電子証明書用」及び「利用者証明用電子証明書用」の暗証番号が不明な場合、どちらか片方がわかっている場合に限り、コンビニで暗証番号の再設定をすることができます。

＜準備するもの＞

- マイナンバーカード
 ※署名用電子証明書用の暗証番号を再設定するには、署名用電子証明書が搭載済みで 4 桁の数字の暗証番号が分かること
 ※利用者証明用電子証明書の暗証番号を再設定するには、利用者証明用電子証明書が搭載済みで英数字混在 6～16 桁（英字は大文字のみ）の暗証番号が分かること
- スマートフォン（NFC＜近距離無線通信技術＞搭載のもの）
- アプリ「JPKI 暗証番号リセット」



＜手順＞

STEP1　スマートフォンでの操作（事前予約）

① スマートフォンに専用アプリをダウンロードします。
② 専用アプリを起動し、マイナンバーカードの券面情報を撮影します。
③ マイナンバーカードをスマートフォンにかざして、IC チップを読み取ります。
　この時「署名用電子証明書用」及び「利用者証明用電子証明書用」いずれかの暗証番号を使用します。
④ IC チップ内に格納されている写真とスマホで撮影した顔の映像を照合し、本人確認を行います。

STEP2　コンビニエンスストアのマルチコピー機（キオスク端末）での操作（初期化・再設定）

⑤ ④の操作を完了後、24 時間以内にコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機にマイナンバーカードをかざし、「署名用電子証明書用」及び「利用者証明用電子証明書用」いずれかの暗証番号を入力します。
⑥ 新しい暗証番号を再設定します。
※　STEP1 の事前登録完了から 24 時間経過してしまった場合は、①からやり直してください。

＜利用できる時間＞

スマートフォンでの操作…24 時間いつでも可能です。
キオスク端末……毎日午前 6 時 30 分から午後 11 時までご利用いただけます。

＜スマートフォンアプリ「JPKI 暗証番号リセット」のダウンロード＞

iPhone の方はこちら

Android の方はこちら

マイナンバーカード対応スマートフォン

◆問い合わせ先

0120-95-0178／マイナンバー総合フリーダイヤル
平日　午前 9 時 30 分から午後 8 時まで／土日祝　午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

6．住所や名前が変わったとき



新しい住所や名前は
水色の部分に
印字をしていくよ！

6-1　文京区外へのお引越し

マイナンバーカードはお引越し先の自治体でも引き続き利用できます。住所変更と電子証明書発行手続きが必要になりますので、転入手続きの時にマイナンバーカードを提示してください。
お引越し先の自治体で引き続き利用するためのお手続きをしないと失効してしまう場合があります。
※　便利な「引越しワンストップサービス」もご活用ください。（P.13 参照）

6-2　文京区内でのお引越し・氏名の変更

マイナンバーカード表面の記載事項の変更と電子証明書発行手続きが必要です。
変更手続きの際に、本人または同一世帯の方がカードを持参して、文京シビックセンター2 階戸籍住民課に届出をしてください。
※　原則、本人が来庁しない場合は電子証明書の手続きは即日完了しません。

マイナンバーカードの住所変更、記載事項の変更、電子証明書の発行手続きについては、代理人に委任できる場合がありますので、詳細については下記の QR コードをご参照ください。

マイナンバーカード券面記載事項変更（住所・氏名等が変わった方）

6-3　旧姓（旧氏）併記について

マイナンバーカードへの旧姓（旧氏）の記載を希望される方は、まず住民票に旧姓の登録の申請をしてください。住民票への旧姓記載の手続き終了後、マイナンバーカードに旧姓を記載できるようになります。
詳細については下記の QR コードをご参照ください。

住民票等への旧姓（旧氏）併記について

7. 国外転出者のマイナンバーカード利用について

日本国籍の方は、令和 6 年 5 月 27 日より、マイナンバーカードを国外でも利用することができるようになりました。国外に転出するご予定のある方は、事前に所定の手続きを行うことで、引き続きマイナンバーカードを利用することができます。

7-1　国外転出者のマイナンバーカード申請・受取方法

国外転出者マイナンバーカードはオンラインで申請することが可能です。すでに国外に転出されている方でも、日本国籍を有し、マイナンバー制度の開始（平成 27 年 10 月 5 日）以降に日本に住民登録をしたことがある方であれば、マイナンバーカードの申請ができます。詳細は下記 QR コードより、マイナンバーカード総合サイトの「国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法」をご覧ください。

国外転出者向け
マイナンバー
カードの
申請・受取方法

7-2　国外転出者用のマイナンバーカードを申請した場合

マイナンバーカードの
住所欄に国外転出日
が印字されているよ！



7-3　すでにマイナンバーカードを持っている方が国外転出した場合

マイナンバーカードの
印字欄に国外転出の予定日
が印字されるよ！



国外転出者のマイナンバーカード利用に関する手続きの詳細は、下記の QR コードをご参照ください。

国外転出者の
マイナンバー
カード利用に
ついて

8. マイナンバーカードで出来ること

マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として、またマイナンバーの提示が必要な場面でマイナンバーを証明する書類として利用できるほか、次の用途でも利用できます。

8-1　マイナポータルの利用

1　マイナポータルとは

オンラインで子育てなどの行政手続きができたり、区からのお知らせを自動的に受け取ったりすることができるあなた専用のウェブサイトです。マイナポータルはご自宅のパソコンやスマートフォンからアクセスできます。主な機能は以下のとおりです。

機能	説明
情報提供等記録表示 （やりとり履歴）	行政サービスの手続きや審査等に伴い、あなたの情報がどの機関との間で、いつ、どのように利用されたのかを確認できます。
自己情報表示 （わたしの情報）	行政機関が保有するあなた自身の情報を検索し、確認できます。
お知らせ	行政機関等から配信されるお知らせを確認できます。
手続きの検索・電子申請	自治体が提供している手続きの検索やオンライン申請ができます。
外部サイト連携	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

2　電子申請・マイナポータル・e-Tax を利用するためには

e-Tax 等の電子申請及びマイナポータルをご利用される場合、次の準備が必要です。

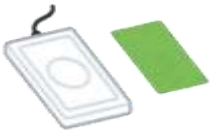
マイナンバーカード



インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン（一部）



IC 読み取り端末



※　e-Tax は署名用電子証明書のほか、利用者証明用電子証明書や券面事項入力補助用の暗証番号を使用します。（税務署発行の利用者識別番号の暗証番号とは異なります。）

※　詳しくは国税庁またはマイナポータル等ご利用元のホームページをご覧ください。

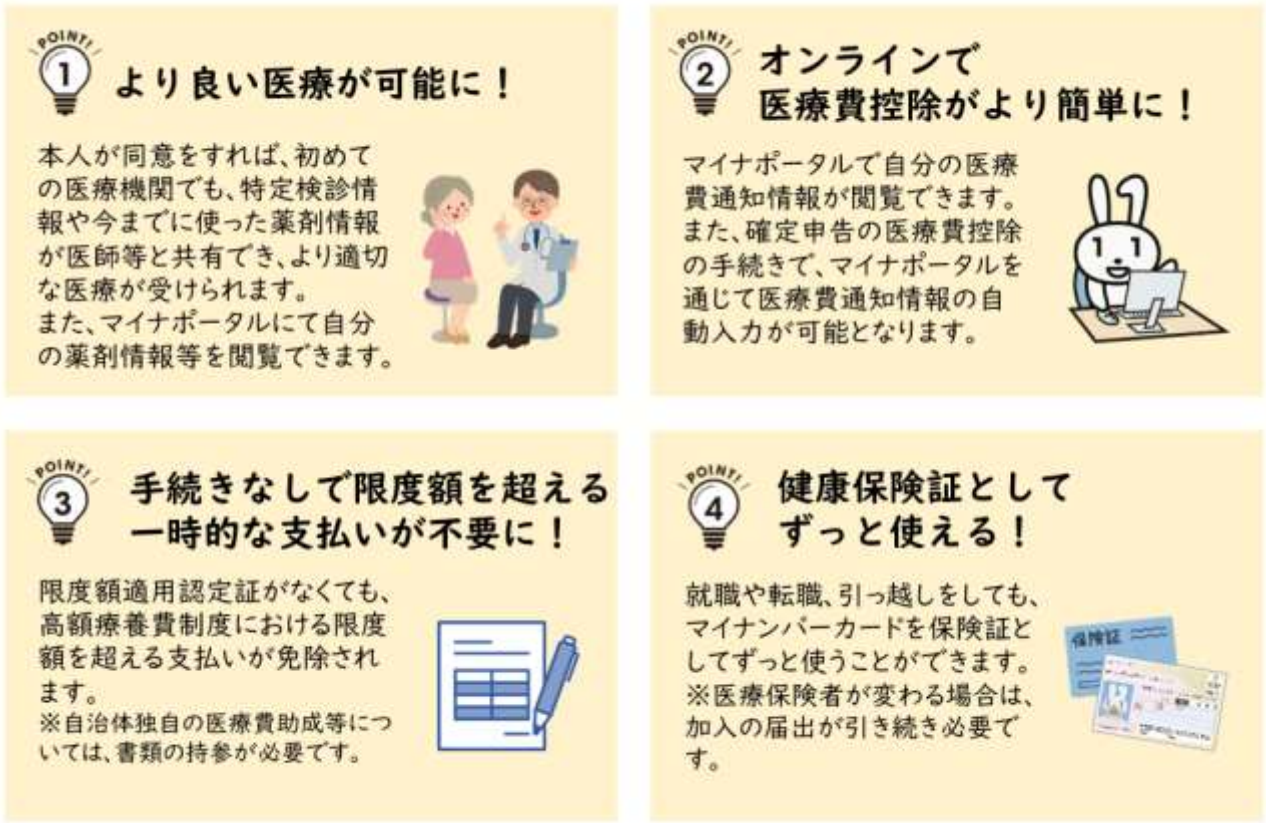
8-2　マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）

マイナンバーカードの保険証利用登録（マイナポータルやセブン銀行 ATM、医療機関・薬局の窓口端末から登録可）を行えば、マイナンバーカードを保険証として利用することができます。
健康保険証利用制度の詳細については、下記の QR コードから厚生労働省のホームページを、健康保険証利用の申込方法については、マイナポータルサイトをご参照ください。

※健康保険証の新規発行は、令和 6 年 12 月 2 日に終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行しました。
※電子証明書の有効期限 3 か月後の月末までに更新をしない場合、マイナ保険証の利用登録は解除されます。

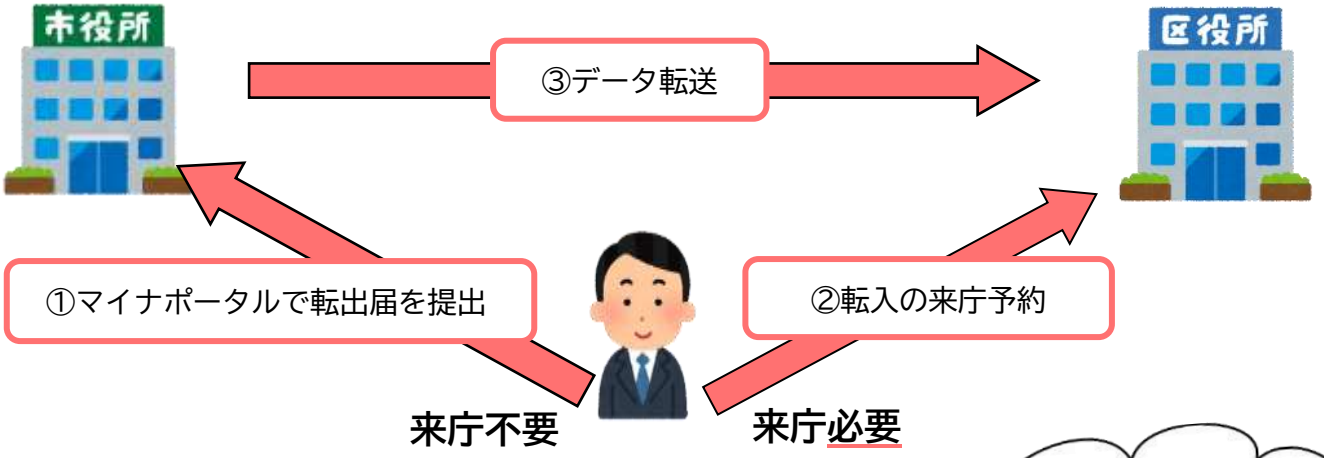
厚生労働省 HP

マイナポータル



8-3　引越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用して転出届の提出や転入の来庁予約ができます。



※　必ず新しくお住まいになる市区町村に来庁し、転入の届出を提出してください。



8-4　その他の活用例

パスポート新規発行・更新について

パスポートの更新手続きに加え、新規発行が可能です。詳細は外務省 HP をご確認ください。
（令和 7 年 3 月 24 日開始）

都道府県
申請窓口一覧
（外務省 HP）

こんな時、
パスポート Q&A
（外務省 HP）

マイナ免許証

マイナンバーカードと運転免許証及び運転経歴証明書の一体化をご希望の方は、免許証に代わり免許情報の記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）を保有することが可能となります。
詳細は警視庁 HP をご確認ください。
（令和 7 年 3 月 24 日開始）

運転免許証の
一体化について
（警視庁 HP）

9. お得で便利！コンビニ交付

15 歳以上の方は、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書を利用して、全国のコンビニエンスストアにあるマルチコピー機で、住民票の写し等の証明書を取得することができます。

9-1　証明書の種類

住民票の写し

- 日本国籍の場合は続柄、本籍・筆頭者及びマイナンバー、外国籍の場合は続柄、国籍、在留情報及びマイナンバー等の記載有無を選択することができます。
- 本人及び同一世帯員の住民票の写しの取得が可能です。

※　マイナンバーの記載が必要か、事前に提出先に確認してください。

※　住民票コード記載の住民票の写し、改製原（履歴が記載された）住民票の写し、記載事項証明書、除票（亡くなられた方や転出された方の住民票）の写しは取得できません。

印鑑登録証明書

- 事前に文京区で印鑑登録を行う必要があります。
- コンビニで印鑑登録証明書を発行する際、印鑑登録証（緑色のカード）は使用しません。

住民税納・課税（非課税）証明書

- 各年度の賦課期日（１月１日現在）に文京区に住民登録がある方で、申告済みの方に限ります。
- 課税証明書は現年度及び過去 5 年度分、納税証明書は現年度及び過去 3 年度分まで取得が可能です。

戸籍の証明書（文京区に本籍がある方）

- 戸籍全部（個人）事項証明書、附票の写しの取得が可能です。
- 本籍が文京区にあり、他自治体に住民登録がある方又は国外転出者向けカードをお持ちの方が、戸籍証明書を取得する際は、マルチコピー機等での「利用登録申請」が必要です。利用登録申請の方法については、下記「本籍地の戸籍証明書の取得方法」の QR コードをご参照ください。

※　文京区以外に本籍がある方は、本籍地でのコンビニ交付の実施有無をご確認ください。

※　改製原戸籍、申請者本人が文京区の戸籍から除籍になっている戸籍、身分証明書、独身証明書、受理証明書は取得出来ませんのでご注意ください。

本籍地の
戸籍証明書の
取得方法

9-2　手数料

種類	手数料
住民票の写し	1 通　200 円
印鑑登録証明書	1 通　200 円
住民税納・課税（非課税）証明書	1 通　200 円
戸籍全部（個人）事項証明書	1 通　350 円
戸籍の附票の写し	1 通　200 円



※ 令和 2 年 5 月 1 日から当分の間

9-3　利用について

利用できる時間

午前 6 時 30 分から午後 11 時まで。土日祝日も利用可能（年末年始・システムメンテナンス日を除く）。
戸籍証明書は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日祝日・年末年始・システムメンテナンス日を除く）。

利用できるコンビニ

全国のセブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ で、マルチコピー機を設置している店舗

▶　マルチコピー機での操作方法については、下記 QR コードをご参照ください。

コンビニ交付
操作方法

9-4　注意事項

ロックがかかってしまった場合は（詳細は P.8 参照）

数字 4 桁の暗証番号初期化は戸籍住民課窓口、またはコンビニで行うことができます。

コンビニで証明書を発行する際の注意

▶　コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得する場合、マイナンバーカード交付後、電子証明書の更新手続き後、または区外から転入し継続利用の手続きをした後すぐには利用できません。
手続きが平日であれば、翌日の午前 6 時３０分から、土日祝日であれば、翌営業日の次の日から利用できます。

▶　間違って証明書を取得しても交換や返金はできません。また、無料の証明書（公的年金受給手続き用等）は窓口請求のみとなります。

▶　ご本人が証明書の発行に制限を申し出ている場合、コンビニ交付は利用できません。

※区の窓口で印鑑登録証明書の請求をする場合は、これまでどおり印鑑登録証（緑色のカード）の提示が必要です。マイナンバーカードで交付を受けることはできません。

※コンビニ店舗では、ご自身の条件により、証明書を発行いただけない場合もございます。
その他詳細は、下記のＱＲコードから区ホームページをご確認のうえ、ご利用ください。

コンビニ交付
について

10. マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ

10-1　マイナンバーカードの有効期限

在留期限に定めのある外国人の方は在留期限がマイナンバーカードの有効期限になります。
マイナンバーカードの有効期限は在留期限を延長しても自動的に更新されません。

10-2　在留期限が変わったら？

外国語による
ご案内はこちら
Guidance in
Foreign Languages
総務省 HP

在留期限の延長を行った場合、住民登録をしている市区町村の窓口でマイナンバーカードの有効期限を延長する手続きが必要です。
マイナンバーカードの**有効期限が切れるより前に、**マイナンバーカードと新しい在留カードを持参して、文京シビックセンター２階戸籍住民課にお越しください。
マイナンバーカードの有効期限が切れてしまうと、有料での再交付になります。

※　在留期間内に更新許可申請を行った方は、在留期間更新の許可が下りるまで、特例で最長２か月間マイナンバーカードの有効期限を延長することができます。

※　在留期限が延長してもカード発行日から 10 回目（未成年は５回目）の誕生日は超えられません。

※　外国人の電子証明書の有効期限については、原則在留期限と同じ日になりますが、最長でも電子証明書の発行日から５回目の誕生日までとなります。

10-3　特定在留カード・特定特別永住者証明書

令和８（2026）年６月 14 日から、在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードがひとつになったカードを申請できるようになりました。



＜特定在留カード＞



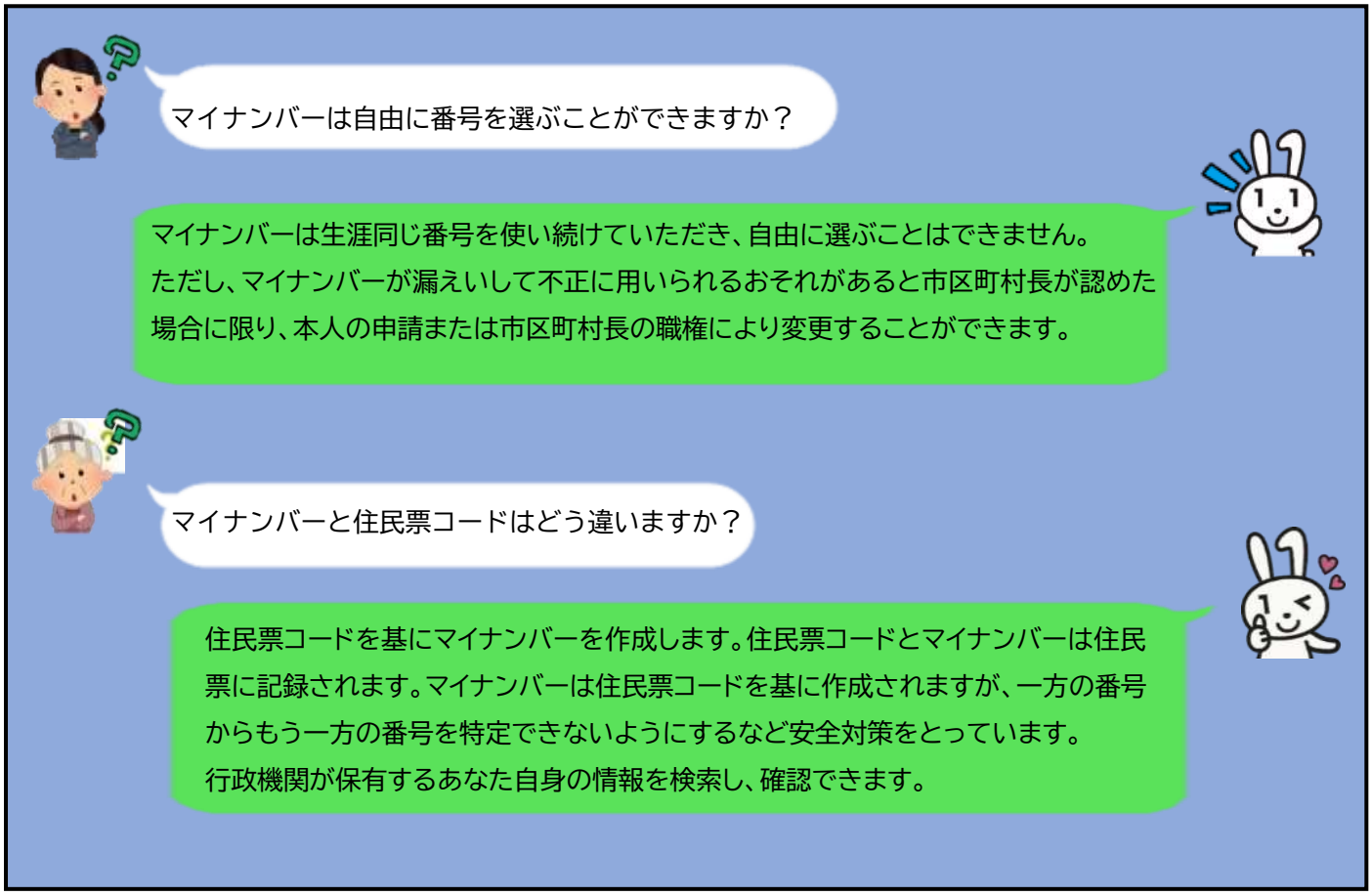
＜特定特別永住者証明書＞

特定在留カード・特定特別永住者証明書の交付申請は、特別永住者証明書に関する申請や届出、転入、転居の届出時に在留カードを持参し、住居地届と同時に申請する場合は区窓口で受付を行います。それ以外の場合は、地方出入国在留管理局で受付を行います。
※特定在留カード・特定特別永住者証明書についての詳細は以下にお尋ねください。

出入国在留管理庁　インフォメーションセンター：０５７０－０１３９０４

11. よくある質問

11-1　マイナンバーについて



11-2　マイナンバーの注意点について



自分のマイナンバーを知りたい場合、電話で教えてくれますか？



区が電話でマイナンバーをお教えすることはありません。
すぐにマイナンバーを知りたい時は、マイナンバー入りの住民票の写しをお取りください。



マイナンバーを使うときに何に気を付けたら良いですか？



法律の定める手続き以外では、他人に教えたり、マイナンバーをコピー・メモなどさせたりしないでください。クレジットカードの番号や銀行の口座番号と同じように大切にしてください。
具体的には何かしらの暗証番号にマイナンバーを使ったり、インターネット等でマイナンバーを公表したりしないでください。



マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れませんか？



今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理してもらい、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。(P.2参照)
やりとりをする時にはマイナンバーを使わないので、個人情報がまとめて漏れるようなことはなく、特定の機関に共通のデータベースを作り、そこに個人情報を集中管理するといったことはありません。

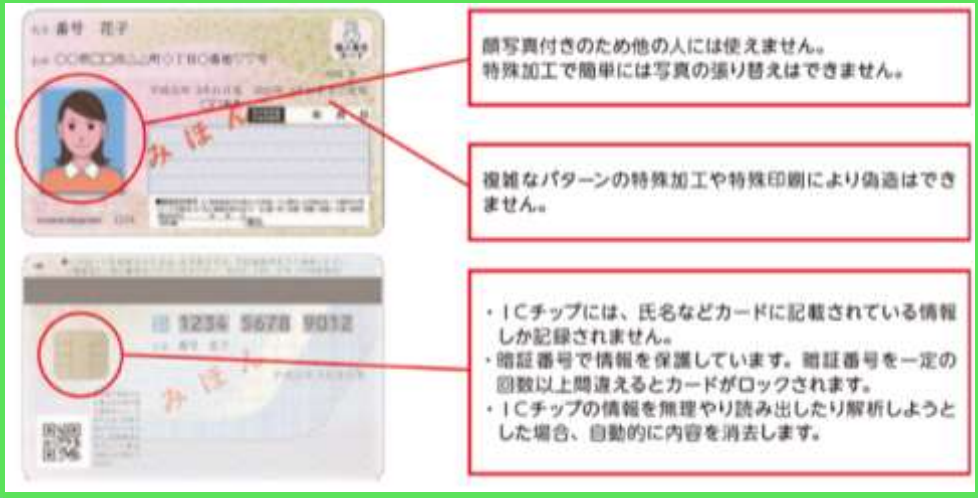
11-3　マイナンバーカードの安全性について



マイナンバーカードの安全性について知りたいです。



マイナンバーカードには世界最先端の安全技術が使われています！





マイナンバーカードを紛失したり、盗難に遭った場合や
詐欺被害の不安がある場合はどうすればいいですか？



紛失・盗難に遭った場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178（詳細はP.20）に連絡して、マイナンバーカードの機能を一時停止してください。その後、警察に遺失物届・盗難届を提出してください。
一時停止をかけた後にカードが見つかったら、見つかったマイナンバーカードを持って文京シビックセンター2階戸籍住民課の窓口で一時停止解除の手続きをしてください。

詐欺被害の不安がある場合は、警察にご相談ください。



マイナンバーカードの再交付を受けたい場合は？



マイナンバーカードの再交付を希望する方にはマイナンバーカード交付申請書（ID付）をお渡ししますので、本人確認書類を持って文京シビックセンター2階戸籍住民課にご来庁いただくか、文京区ホームページ「マイナンバーカードの申請方法について」のページからインターネットでご請求ください。
※紛失などの本人の責による場合は、再交付に手数料 1,000 円（電子証明書を希望しない場合は800 円）がかかります。
※お急ぎの場合は、1 週間程度でマイナンバーカードが作成できる特急発行申請もあります。
詳細は文京区マイナンバーカードコールセンター（P.20）へお問い合わせください。

12. 困ったときのお問い合わせ先

12-1　マイナンバーカードの申請・更新等について

文京区マイナンバーカードコールセンター

▶　電話番号：**03-5803-1666**

▶　受付時間：平日　午前 8 時 30 分から午後 5 時まで　※土日祝・年末年始を除く

12-2　紛失したとき・マイナンバー制度全般について

マイナンバー総合フリーダイヤル

▶　電話番号：**0120-95-0178**（フリーダイヤル）

▶　受付時間：平日…午前 9 時 30 分から午後 8 時まで／土日祝…午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

※　紛失等による一時停止のみ 24 時間 365 日対応。

▼　音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

①　→マイナンバーカード、電子証明書、有効期限通知、個人番号通知書、コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ

②　→マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難

③　→マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ

④　→マイナポータル及びスマートフォンのマイナンバーカードに関するお問い合わせ

⑤　→マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ

⑥　→公金受取口座登録制度・預貯金口座付番制度に関するお問い合わせ

⑦　→マイナ免許証に関するお問い合わせ

⑧　→マイナポータルを利用した戸籍フリガナのオンライン届出に関するお問い合わせ

※　上記番号は、変更となる可能性があります。

●外国語での対応をご希望の方（言語により対応時間が異なります）

マイナンバー制度、マイナポータル、公金受取口座制度について

（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語対応）

▶　電話番号：**0120-0178-26**（フリーダイヤル）

▶　受付時間：平日…午前 9 時 30 分から午後 8 時まで／土日祝…午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カードまたは、紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時停止

▶　電話番号：**0120-0178-27**（フリーダイヤル）

▶　受付時間：

・英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
午前 8 時 30 分から午後 8 時まで　※一時停止は２４時間

・タイ語、ネパール語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語対応
午前 9 時から午後 6 時まで　※一時停止は２４時間

対応時間など
詳細はこちらへ
デジタル庁 HP

12-3　国外転出者向け専用ダイヤル(紛失・その他)

国外転出者用のマイナンバーカードを紛失した場合、コールセンターに電話することで一時停止をすることができます。※　国際通話料金がかかります。

▶　電話番号：**03-6734-0170**（24 時間 365 日受付）

12-4　その他のお問合せ

受付時間　　平日　午前 8 時 30 分から午後 5 時まで　※土日祝・年末年始を除く

各種異動届出、印鑑登録について
▶戸籍住民課　住民記録係　電話番号：**03-5803-1177**

住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書の発行について
▶戸籍住民課　証明係　電話番号：**03-5803-1176**

住民税納・課税証明書の発行について
▶税務課　税務係　電話番号：**03-5803-1152**

文京区 HP

13. マイナンバーカードの取扱注意事項

マイナンバーカードは、IC チップとアンテナなどの電子部品を内蔵した精密機器ですので、カードの取り扱い方法によっては故障する可能性があります。
カードの保管や使用にあたっては、次の点に十分注意していただくようお願いいたします。

高温に注意してください



カードが熱で変形したり、カードに内蔵されている電子部品が故障したりする場合があります。

- 洗濯機や乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけたりしないでください。

物理的な力に注意してください



カードに内蔵されている電子部品が故障する場合があります。

- カードを落としたり、読み取り装置に押し付けて曲げたり、カードの上に物を落としたりして衝撃を加えたりしないでください。
- カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりして IC チップ部分に局所的な荷重をかけないでください。
- 鞄や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にしてカードの IC チップ部分に衝撃を与えないでください。
- 突起物や金属などの硬いもので傷つけないでください。
- IC チップ部分を指で触れたり汚したり、指で押したり曲げたりしないでください。

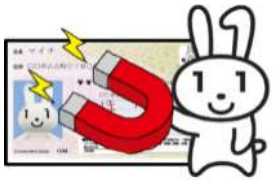
薬品や液体に注意してください



カードの顔写真が剝がれるなどで券面情報が損なわれる場合があります。

- 薬品や液体でぬらさないでください。
 化粧品の一部（除光液、マニキュアなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液　など
- 水にぬれた状態で使用しないでください。

強い磁気に注意してください



カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合があります。

- 強い磁気を発するものに近づけないでください。
 テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマート フォンケース、磁気ネックレス　など

そ　の　他



乳幼児の手の届かないところに保管してください。

- 塩化ビニール樹脂製のパスケースなどで可塑剤を含んだものと長期間一緒に保管すると、顔写真が薄くなる場合があります。

※　可塑剤は、塩化ビニール樹脂などを柔らかくするための添加剤です。

メモ

